

# 「美濃加茂市放課後児童健全育成事業委託業務」 に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和6年7月19日

美濃加茂市健康こども部こども未来課

美濃加茂市では、「美濃加茂市放課後児童健全育成事業委託業務」について、平成25年度から民間事業者との連携による運営を実施しています。

現在の業務委託の契約期間が令和7年度に終了するため、令和8年度から令和12年度の業務の受け手となる事業者の公募を令和7年度に予定しています。

**現在の業務委託内容の課題解決等を目的に、民間事業者の皆様との「対話」を通じて、業務委託内容や、サービスの向上についてのご意見・ご要望をお聞きするサウンディング型市場調査を実施します。是非ご参加いただきますようお願いいたします。**

## 1 対話の名称

「美濃加茂市放課後児童健全育成事業委託業務」に関するサウンディング型市場調査

## 2 対話の目的

美濃加茂市では、「美濃加茂市放課後児童健全育成事業委託業務」の委託契約が令和7年度に終了するため、令和8年度から令和12年度の業務の受け手となる事業者を公募する予定です。

子どもたちが安心して過ごせる生活の場を提供し、健全な育成を図るため、サービスの充実と質の向上が求められています。そこで、民間事業者の皆様との対話を通じて、管理運営に関する幅広い事業提案や、事業条件等についてご意見、ご提案をいただくため、本対話を実施します。

なお、本対話への応募の有無は、事業者公募における審査の採点には一切影響しません。

## 3 対象事業の概要

業務名	美濃加茂市放課後児童健全育成事業委託業務	
業務場所	太田小学校区放課後児童クラブ	美濃加茂市太田本町五丁目4番39号
古井小学校区第1放課後児童クラブ	美濃加茂市本郷町一丁目9番8号	
古井小学校区第2放課後児童クラブ	美濃加茂市本郷町二丁目6番74号	
山之上小学校区放課後児童クラブ	美濃加茂市山之上町3495番地2	
蜂屋小学校区放課後児童クラブ	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋11番地	
加茂野小学校区放課後児童クラブ	美濃加茂市加茂野町今泉1541番地	
加茂野児童館放課後児童クラブ	美濃加茂市加茂野町鷹之巣1453番地	
伊深小学校区放課後児童クラブ	美濃加茂市伊深町888番地2	
三和小学校放課後児童クラブ（未開設）	美濃加茂市三和町川浦2560番地	
下米田小学校区放課後児童クラブ	美濃加茂市下米田町西脇578番地	
山手小学校区放課後児童クラブ	美濃加茂市田島町二丁目6番6号	
業務期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日	

業務の目的	市内の小学校に就学していて、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後、長期学校休業期間（春休み、夏休み、冬休み）に生活の場を提供することで、健全な育成を図ることを目的とします。		
定員と支援の単位	太田小学校区放課後児童クラブ	定員 120人	支援の単位 3単位
	古井小学校区第1放課後児童クラブ	定員 130人	支援の単位 3単位
	古井小学校区第2放課後児童クラブ	定員 40人	支援の単位 1単位
	山之上小学校区放課後児童クラブ	定員 30人	支援の単位 1単位
	蜂屋小学校区放課後児童クラブ	定員 85人	支援の単位 3単位
	加茂野小学校区放課後児童クラブ	定員 100人	支援の単位 2単位
	加茂野児童館放課後児童クラブ	定員 70人	支援の単位 1単位
	伊深小学校区放課後児童クラブ	定員 30人	支援の単位 1単位
	三和小学校放課後児童クラブ（未開設）	定員 30人	支援の単位 1単位
	下米田小学校区放課後児童クラブ	定員 90人	支援の単位 2単位
	山手小学校区放課後児童クラブ	定員 100人	支援の単位 1単位
開設日及び開設時間	月曜日から金曜日 ・授業終了後から午後6時30分まで 土曜日（山手小学校区放課後児童クラブを拠点保育施設として開設） ・午前7時30分から午後6時30分まで ※日曜日、祝日、8月13日から15日、12月29日から翌年1月3日、夏休み前の終業式の日、夏休みの最終日の平日、当該年度の最終日の平日は開設しません。 ※特定の気象警報が発表された場合、開設時間を変更することがあります。		
保育料	通年（1年間） ①土曜日なし 5,000円 ②土曜日あり 6,500円 夏休みのみ利用 ③土曜日なし 8,000円 ④土曜日あり 10,000円 春休み・夏休み ⑤土曜日なし 10,000円 冬休みのみ利用 ⑥土曜日あり 13,000円		

\* 加茂野児童館放課後児童クラブは、加茂野児童館を民営化する予定があるため、業務場所から外れる可能性があります。

#### 4 業務内容等

美濃加茂市放課後児童健全育成事業委託業務仕様書（案）（資料1）に記載している内容を予定しています。

※今回の対話においていただいた民間事業者の皆様のご意見を検討したうえで、仕様書等を策定する予定です。

#### 5 対話及び事業者公募のスケジュール

実施日・期限等	項目
令和6年7月19日（金）	実施要領を公表
令和6年8月15日（木）	個別対話（サウンディング）への参加申込の締切
令和6年8月16日（金）	個別対話（サウンディング）実施日時及び場所の連絡

令和6年8月22日(木) 又は 令和6年8月26日(月) 予備日 令和6年8月28日(水)	個別対話(サウンディング)の実施
令和6年9月17日(火)(予定)	調査結果の概要を公表
令和7年5月頃(予定)	事業者公募(事業者選定プロポーザル実施要領公表)
令和7年6~7月頃(予定)	事業者選定(一次審査、二次審査)
令和7年8~9月頃(予定)	最優先候補者決定

## 6 対話の内容(対話において、お聞きしたいと考えている事項)

資料1を事前にご確認のうえ、主に次の項目についてご意見やご提案をお聞かせください。また、一部の項目だけのご意見・ご提案でも構いません。

なお、自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。

### (1) 主な対話の項目

①本事業への参加意欲について
②現行サービスを向上(保育内容の充実、ICTの導入による事務効率の向上、配慮が必要な児童への対応、職員の確保、職員のフォローアップ、研修等の職員のスキルアップ等)させるためのご意見・ご提案
③おやつを提供、長期学校休業期間に昼食提供を実施することについて
④現行の保育料の設定について
⑤現行の開設時間について
⑥民間事業者と市の運営における役割、業務の分担について
⑦放課後こども教室の一体的実施又は連携について
⑧想定される事業経費(内訳を含む)について
⑨美濃加茂市における民設民営放課後児童クラブの可能性について
⑩その他事業参画にあたって、市に考慮してほしい事項、サービスの向上に関する事項などについて

### (2) 対話の進め方

対話は、上記項目に基づいて個別に実施します。参加された民間事業者様からご説明いただき、それを踏まえて、市側の質問等にお答えいただきます。

なお、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

## 7 対話の手続き

### (1) 個別対話(サウンディング)への参加申込

別紙の参加申込書に必要事項を記入の上、期日までに次の申込先へEメールにてご提出ください。

申込期間	令和6年7月19日(金)~ 8月15日(木)
申込先	美濃加茂市 健康こども部 こども未来課 E-Mail: kodomo@city.minokamo.lg.jp 【留意事項】メール件名は「放課後児童健全育成事業委託業務サウンディング参加申込」としてください。

## (2) 個別対話（サウンディング）の実施日時及び場所の連絡

参加申込のあった法人の担当者あてに、令和6年8月16日（金）に実施日時及び場所をEメールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## (3) 個別対話（サウンディング）の実施

対話は、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため、次の日時・場所にて個別に行います。

日時	令和6年8月22日（木）又は令和6年8月26日（月） 予備日 令和6年8月28日（水） ※日時は、申込後に個別に調整します。
場所	美濃加茂市健康のまち1丁目2番地 みのかも健康プラザ 1階 研修室1
所要時間	45分程度
対象者	事業の実施主体となる意向を有する民間事業者
対話の内容	6（1）を参照

※対話に出席する人数は、3名以内としてください。

## 8 留意事項

### (1) 参加資格

対話への参加資格は、「美濃加茂市放課後児童健全育成事業委託業務」の実施主体となる意向を有する法人とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第55号）別表に掲げる措置要件に該当する者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 美濃加茂市競争入指名停止措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第61号）に基づく指名停止を受けている者
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者

### (2) 参加及び対話内容の扱い

- ・対話への参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきますが、双方の発言とも、何ら約束するものではありません。

### (3) 対話に関する費用及び説明資料の提出

- ・対話への参加に要する全ての費用は、参加事業者の負担とします。
- ・対話の実施に際して、特に説明資料の提出は求めませんが、説明のために必要な場合は、提出分とし

て計4部ご持参ください。

#### (4) 追加対話への協力

・必要に応じて、追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

#### (5) 実施結果の公表

- ・民間事業者等の皆様のアイデアやノウハウの保護に配慮した上で、概要を市HP等で公表します。
- ・公表内容については、事前に参加事業者へ確認を行います。
- ・参加事業者等の名称は、公表しません。

### 9 参加申込・問い合わせ先

美濃加茂市 健康こども部 こども未来課 担当：藤村、櫻井

〒505-8606 美濃加茂市健康のまち1丁目2番地

TEL 0574-28-1131

E-Mail: [kodomo@city.minokamo.lg.jp](mailto:kodomo@city.minokamo.lg.jp)

### 10 参考資料

資料1 美濃加茂市放課後児童健全育成事業委託業務仕様書（案）